

公立保育所の再整備方針

1 方針策定の背景と趣旨 (p1)

背景	国	<p>平成 16 年度「三位一体改革」</p> <p>国庫支出金の廃止・縮減を行い、公立保育所の保育運営費及び整備費に対する国庫支出金を廃止。以降、公立保育所の運営経費は保育料収入と一般財源により賄われている状況にある。</p>	区	<p>平成 16 年 1 月「板橋区経営刷新計画」</p> <p>「公共サービスの民間開放」の方針に基づき、保育所の民営化を推進。</p> <p>公立保育所の老朽化</p> <p>38 園中 31 園が建築後 40 年を経過。</p> <p>待機児童対策への積極的な取組</p>
----	----------	--	----------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保育定員が大幅に増加していることに伴い、私立保育所等の保育運営経費も増大。 ➢ 財政状況等を踏まえると、区がすべての公立保育所の長寿命化改修や改築を行っていくことは困難。
----	--

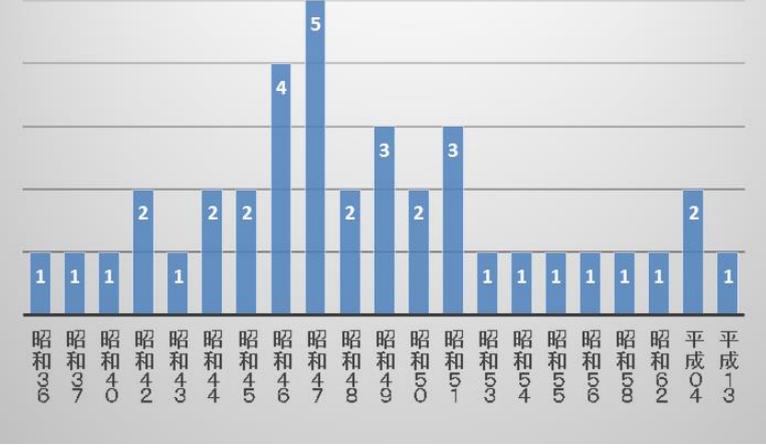
方針策定	<p>民間活力の活用による公立保育所の民営化、既存園との統合・閉園、改築、長寿命化改修など、様々な手法を駆使し、再整備を進め、区内の保育環境の向上を図る必要があることから、公立保育所の再整備の基本方針となる「公立保育所の再整備方針」を策定する。</p>
------	--

2 公立保育所の建物の状況 (p10)

「いたばしNo.1 実現プラン 2021」の「公共施設等ベースプラン」

施設整備基準	改築	目標時期は築 60 年程度又は 80 年程度
	長寿命化改修	構造躯体の目標耐用年数が「80 年程度」に分類される建築物を対象とし、 築 40 年程度に実施することが目標。

築 40 年以上の保育園が 38 園中 31 園、築 50 年以上が 8 園となっている。
(38 園中、都営住宅併設が 6 園、UR 住宅併設が 5 園)



築 40 年以上の公立保育所の状況

屋上防水・外壁工事などを一定の周期で実施するとともに、施設の不具合に応じて、補修工事等により対応しているが、躯体及び設備においても全体的に老朽化が進んでいる状況で、早急に公立保育所の再整備に取り組んでいく必要がある。

3 公立保育所の再整備について (p12)

民営化

再整備を検討する際、「公立保育所のあり方」の「今後の民営化方針」における「老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討する」という考え方にに基づき、民営化を優先して検討を進めていく。

改築・長寿命化改修

公立保育所の民営化の検討に併せて、「公立保育所のあり方」で示した「これからの公立保育所の役割」を考慮に入れ、改築、長寿命化改修の必要性についても検討を行う。

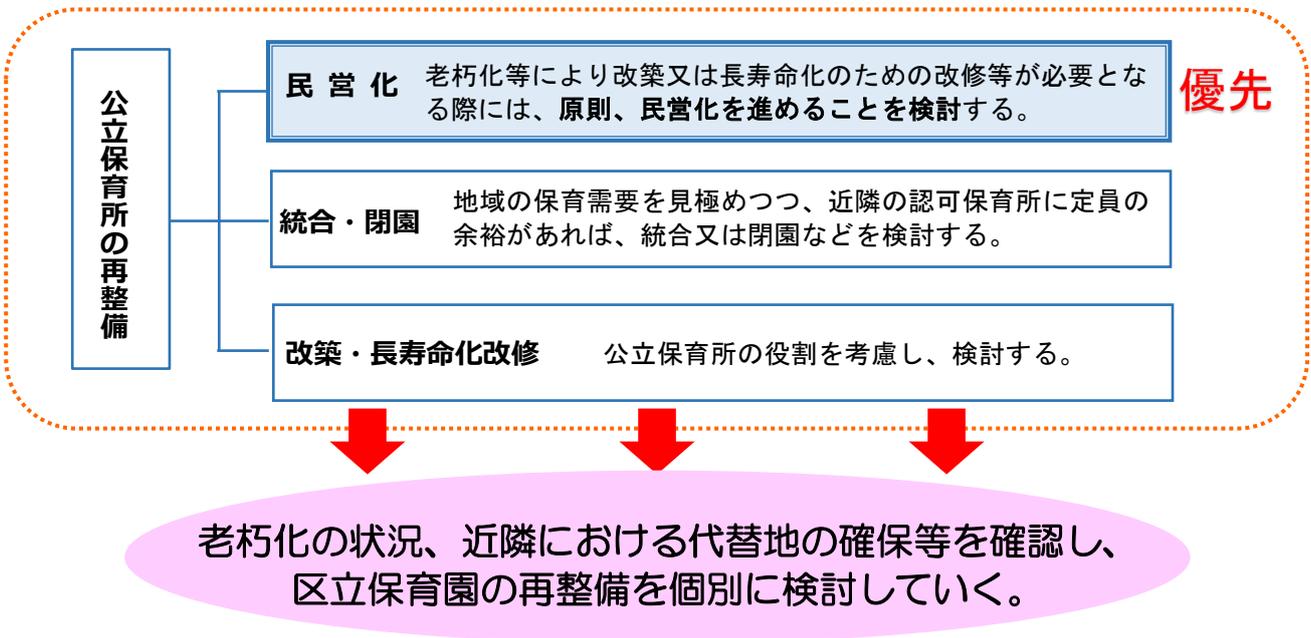
統合又は閉園

区立保育園のある地域の保育需要を想定し、近隣の保育園の定員の充足状況を勘案し、統合又は閉園なども含めた検討を行う。

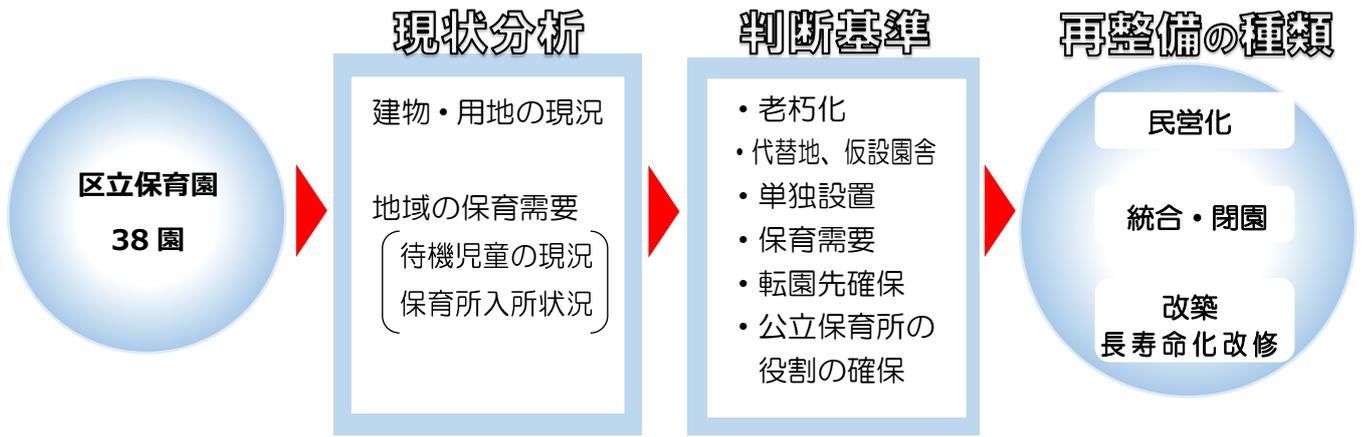
再整備にあたり、在園児童の影響や保護者の不安に配慮

区は、公立保育所の老朽化、待機児童対策による保育定員の増加に伴う保育運営費の財政負担の増大等を踏まえ、持続的な保育の提供のため、民営化を優先して取り組む必要があることから、在園児童の保護者の理解を得ることを目的に、民営化の手続き等に関する「公立保育所の民営化ガイドライン」（以下「民営化ガイドライン」）を策定し、平成31年1月に公表した。

また、「公立保育所の再整備方針」を公表することにより、在園児童の保護者の御理解、御協力をいただきながら、公立保育所の再整備の取組を進める。

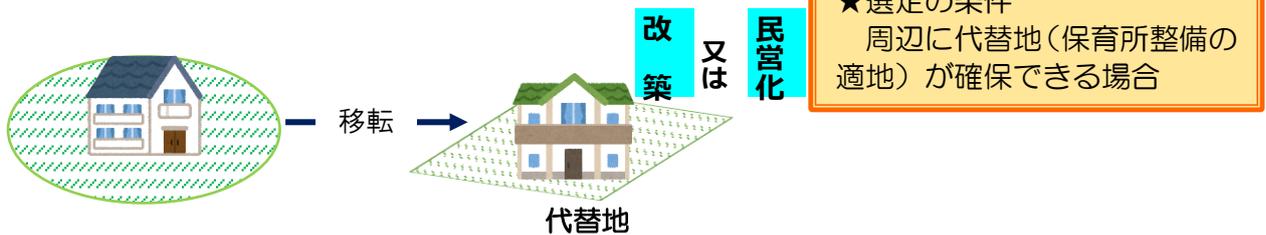


4 公立保育所の再整備の基本的な考え方 (p13-14)

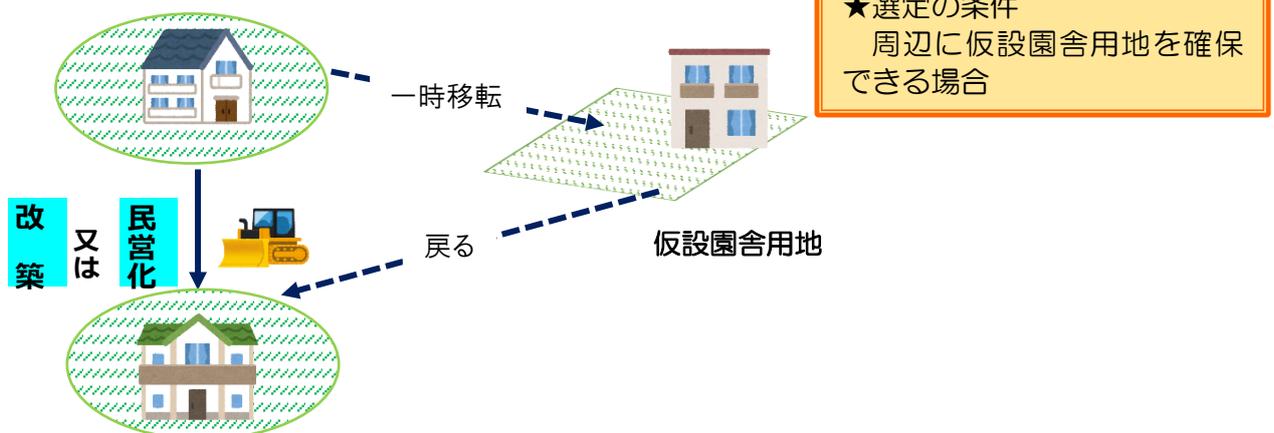


再整備の手法

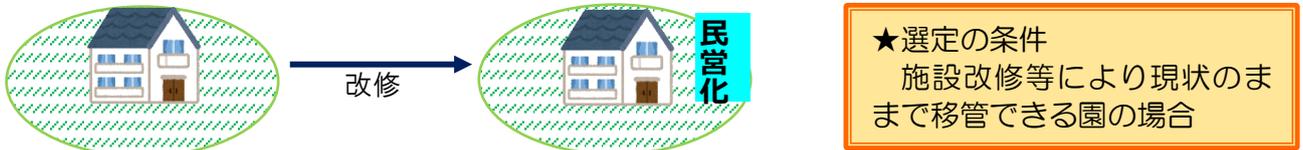
①代替地再整備方式



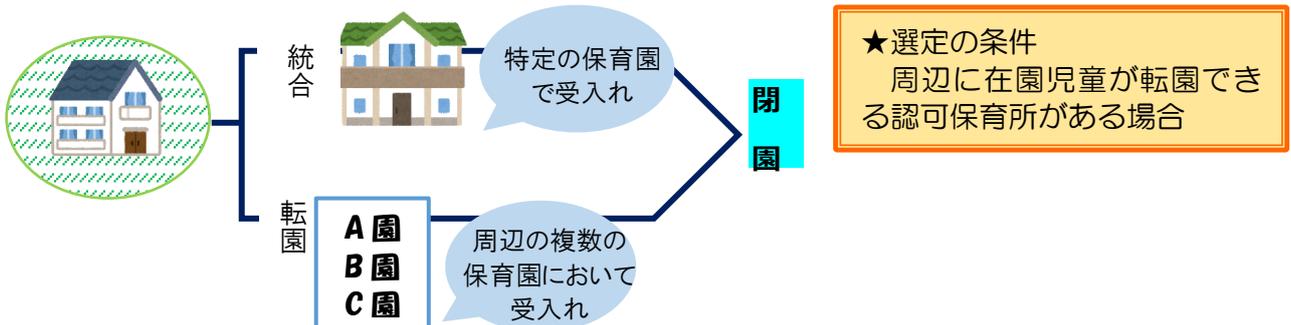
②仮設再整備方式



③施設移管方式



④統合・閉園方式



5 公立保育所再整備における具体的な検討方法（p15）

民営化

民営化ガイドラインにおいて、民営化対象園の選定にあたり、以下の「7つの視点」を示しており、それぞれの視点を踏まえ、民営化対象園の検討を行う。

7つの視点

- ① 施設の老朽化の状況
- ② 地域の保育需要と保育サービス定員の実態
- ③ 「育ちのエリア」との関係性
- ④ 保育施設の整備が可能な区有地等の代替地確保
- ⑤ 一定規模の保育所定員を備えること
- ⑥ 原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること
- ⑦ 0歳児保育や延長保育の実施

以上の「7つの視点」を踏まえ、民営化対象園を総合的に検討した結果を受け、原則、今後5年間で民営化準備に着手する区立保育園を「民営化計画」として一括して公表する。

統合・閉園

民営化対象園を検討する際、近隣の認可保育所の定員に欠員が生じ、または欠員が見込まれる場合は、統合又は閉園を検討する。なお、保育園敷地内の仮設園舎用地や近隣に代替地の確保ができず、民営化移行が困難な場合、近隣の認可保育所の入所状況を確認して、特定の保育園での受入れが可能な場合は「統合」を行う。また、周辺の複数の保育園において受入れが可能な場合は、転園等の対応により、最終的に閉園する。

将来的には、少子化に伴う就学前人口の減少が見込まれており、保育定員に欠員が常態化することが想定されることも視野に入れ、区内保育施設の適正な保育定員を確保していく。

改築又は長寿命化改修

「公立保育所のあり方」では、「これからの公立保育所の役割」として、「公立保育所が地域の保育施設間のネットワークの中心を担い、子育て支援の充実による地域の子育て力を向上させ、『いたばしの保育』をリードし、保育内容を充実させることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていく」方向性を示した。

これにより、保育施設間のネットワークとして、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携を図る「育ちのエリア」の設定に取り組む。

再整備の検討において、エリア内の保育施設との交流・連携の要となる区立保育園を維持していく必要がある場合には、施設状況等を総合的に勘案した上で、改築及び長寿命化改修を実施する。

なお、対象園は、民営化対象園と併せて検討する。

6 公立保育所の再整備における課題（p16-17）

- (1) 児童館、集会所等が併設されている区立保育園の再整備
- (2) UR住宅・都営住宅に併設されている区立保育園の再整備
- (3) 公設民営保育園の民営化
- (4) 民営化移行園の地域貢献
- (5) 保育の質の確保